

さて、今回提出いたしました案件は、平成二十三年度会津若松市一般会計予算ほか三十三件でありまして、各議案につきましては、あらかじめ印刷の上、説明書を添え、一括お手元に差し上げてあるとおりでありますが、その概要についてご説明を申し上げます。

まず、議案第三号 平成二十三年度会津若松市一般会計予算についてであります。

現下の極めて厳しい経済・雇用環境の中、中期財政見通しを踏まえ、歳入に見合った歳出構造を堅持しつつ、「第6次長期総合計画」に基づくまちづくりの推進に加え、市民の安全・安心と暮らしを守るため、地域活力の再生に向け積極的に取り組むとともに、将来にわたって健全な行財政運営を継続するため、公債費負担の適正化の推進や事務事業の重点化などの取り組みに意を用いて編成したものであり、市税をはじめ、地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債等を財源として措置しようとするものであります。

一般会計予算のうち、平成二十三年度において新たに計上した主な事業についてご説明を申し上げます。

第二款 総務費では、友好都市交流経費のうち、会津若松市・荆州市友好都市締結二十周年記念事業負担金二百万円、姉妹都市・親善友好都市経費のうち、保科正之公生誕四百年記念シンポジウム負担金五十万円、第三款 民生費では、子ども医療費

二億九千八百七十三万八千円、第四款 衛生費では、母子保健事業費のうち、妊婦健康診査時の追加検査として一千百三十万九千円、健康増進事業費のうち、前立腺がん検診委託料等として五百四十五万八千円、廃棄物収集運搬処理費のうち、給食施設生ごみ収集運搬委託料四百七十七万七千円、給食施設生ごみ中間処理委託料八十七万七千円が主なるものであります。

第六款 農林水産業費では、農地集積事業補助金二百三十五万一千円、地域農業6次化等支援事業負担金百万円、水田利活用推進事業費のうち、営農集積補助金六百三十五万円、農業災害対策事業費二百万五千円、第七款 商工費では、IT産業振興事業費のうち、ITベンチャー販路拡大展示会出展補助金六十万円、観光振興事業費のうち、「論語」の素読(そどく)による地域活性化事業実行委員会負担金二十万円が主なるものであります。

第八款 土木費では、個人住宅改修支援事業費

五千三百十五万円、城前団地建替事業費一千八百万円、第十款 教育費では、鶴城小学校仮校舎敷地発掘調査事業費一千六百九十二万八千円、(仮称)歴史資料保管センター管理運営費六百九十五万二千元、

市民スポーツ施設管理運営費のうち、西部体育館解体経費二千二百八十四万円が主なるものであります。

また、これらの新たな事業のほか、合併特例事業に係る主な継続事業として、第八款 舗装及び改良事業費のうち、市道幹I一六号線一億一千万円、

都市計画街路事業費のうち、藤室鍛冶屋敷線一億百二十六万円、会津若松駅中町線三百一十一万一千円、会津総合運動公園陸上競技場等整備事業費七億一千七百十万円、第十款 教育費における北会津中学校改築事業費一億八千九百八万六千円、北会津中学校プール新設事業費四千八百六十四万八千円を計上したものであります。

さらに、厳しい雇用環境への対応として、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出基金事業、合わせて、新規事業も含めて三十一事業七億二千六百二十九万三千円を、第三款 民生費、第六款 農林水産業費、第七款 商工費、第八款 土木費、第十款 教育費の各款に計上しております。

また、地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動のための環境整備として、安心こども基金特別対策事業、新規事業も含めて二十三事業三千六百十六万三千元を、第五款 労働費及び第九款 消防費を除く、第二款 総務費から第十款 教育費の各款に計上しております。

以上の結果、一般会計予算の総額は、四百三十七億四千三百万円となり、前年度当初予算額と比較いたしますと、七億六千五百万円の減、率にして、一・七パーセントの減となったところであります。

次に、議案第四号 平成二十三年度会津若松市水道事業会計予算から、議案第十六号 平成二十三年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算までの

十三特別会計予算につきましては、それぞれの事業の趣旨を踏まえ、限られた財源の、より効率的、

効果的な配分に意を用いた予算編成に努めたところであり、健全な事業運営に必要な予算措置を講じようとするものであります。

次に、議案第十七号 平成二十二年度会津若松市一般会計補正予算（第七号）についてであります。今回の補正予算は、職員の早期退職に伴う職員人件費、生活交通路線対策事業費、土地改良事業費が主なるもので、市債等により措置しようとするものであり、その他の経費については、本年度の整理予算として措置しようとするものであります。

この結果、今回の一般会計補正予算は、六億八千七百万三千元の減額となり、この補正額と、前回までの予算額四百六十三億三千九百九十二万五千元との累計は、四百五十六億五千二百九十二万二千元であり、率にして一・五パーセントの減となった次第であります。

次に、特別会計の補正予算についてであります。議案第十八号 平成二十二年度会津若松市水道事業会計補正予算（第二号）から、議案第二十七号 平成二十二年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第三号）までの十特別会計補正予算につきましては、主に、本年度の整理予算として、補正措置をしようとするものであります。

次に、順序に従いまして、そのほかの議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第二十八号 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてであります。これは、道路法施行令の一部改正に準じた使用料の額の見直し等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものであります。

議案第二十九号 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものであります。

議案第三十号 会津若松市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものであります。

議案第三十一号 会津若松市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、医療費の助成対象者の年齢の見直し等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものであります。

議案第三十二号 会津若松市敬老祝金条例の一部を改正する条例についてであります。これは、敬老事業の見直しに伴い、所要の改正措置を講じようとするものであります。

議案第三十三号 会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。これは、会津若松市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正及び出産育児一時

金の支給額の恒久化に伴い、所要の改正措置を講じようとするものであります。

議案第三十四号 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例、議案第三十五号 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例についてであります。この二議案は、道路法施行令の一部改正に準じた使用料等の額の見直し等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものであります。

議案第三十六号 福島県市町村総合事務組合理約の変更についてであります。これは、福島県市町村総合事務組合理会議員の定数の見直し等に伴い、所要の措置を講じようとするものであります。

以上、提出案件の全部について、その概要を申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑に応じ、次の本会議または各委員会において主管者をして説明いたさせる所存でありますので、なにとぞよろしくご審議の上、原案のとおりご賛同賜りますよう念願する次第であります。